

# 介護保険料が変わりました

岡福祉課介護班 ☎84-1257

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数および介護給付費が年々増加しているため、令和6年度から8年度までの介護保険料が見直されました。

## 介護保険料は基準額をもとに決定します

基準額(年額) = 町で介護保険の給付に係る費用 × 65歳以上の方の負担分(23%) ÷ 町の65歳以上の人団

## 介護保険料決定通知書を 7月中旬に送付します

### ● 保険料の納め方

#### 特別徴収

年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

#### 普通徴収

納入通知書に同封の納付書で、最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済、役場出納室で納めてください。

#### 口座振替

各納期限日に口座から保険料が引き落とされます。

### ● 新たに65歳になった方

今年4月2日以降に65歳になった方は、令和6年度は年金から介護保険料が差し引かれないため、納付書により納めてください。

## スマートフォン決済で 納付できるようになりました

納付書に印字されているバーコードを読み込むことで納付の手続きができます。

### 介護保険料

所得段階	保険料割合	対象者	年額保険料
第1段階	基準額×0.285	生活保護・老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	18,120円
第2段階	基準額×0.485	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 120万円以下	30,840円
第3段階	基準額×0.685	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外	43,560円
第4段階	基準額×0.9	世帯に課税者がおり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	57,200円
第5段階	基準額×1.0	世帯に課税者がおり本人は非課税	63,600円
第6段階	基準額×1.2	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	76,300円
第7段階	基準額×1.3	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	82,600円
第8段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	95,400円
第9段階	基準額×1.7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	108,100円
第10段階	基準額×1.9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	120,800円
第11段階	基準額×2.1	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	133,500円
第12段階	基準額×2.3	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	146,200円
第13段階	基準額×2.4	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	152,600円

### 【利用できるスマートフォン決済】

- PayPay
- LINE Pay
- d払い
- au PAY
- J-Coin Pay

### 【注意事項】

- ・3月までに発行された納付書では利用できません。
- ・領収書などは発行されませんので、必要な方は金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

## コンビニエンスストアでも 納付できます

### 【納付できるコンビニエンスストア】

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート

など 全国主要コンビニエンスストア

### 【コンビニエンスストア店舗では取り扱いができない 納付書】

- バーコードの表示がないもの
- 破損(折り曲げを含む)・汚損などでバーコードの読み取りができないもの
- 印字してある金額を訂正したもの

## 口座振替をお勧めします

普通徴収の方は、口座振替の利用が便利です。申し込みは、口座のある金融機関又は郵便局に①通帳②通帳届出印③介護保険料の納付書を持参して手続きをしてください。